様式第二十五号中「第71条関係」を「第72条関係」に、「雇用保険法施行規則第71条」を「雇用保険法施行規則第72条」に改め、同様式を様式第二十六号とし、様式第二十四号の次に次の様式を加える。

様式第25号（第71条関係）

雇用保険日雇労働被保険者資格取得届

※

所長	次長	課長	係長	係

※被保険者番号					
1. 氏　　名		2. 性別	男・女	3. 生年月日	大 昭 平　　年　月　日
4. 住所又は居所					
5. 職　　種		6. 雇用保険法第43条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った年月日		平成　年　月　日	

雇用保険法施行規則第71条の規定により上記のとおり届けます。

平成　　年　　月　　日

被保険者氏名　　印

公共職業安定所長　殿

注　意　1　※印欄には、記載しないこと。
2　被保険者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第二十八号中「6．継続雇用された月」を「6．継続雇用された月又は期間」に改め、同注意1中「18日以上」の次に「又は継続して31日以上」を、「その月」の次に「又は期間」を加える。

様式第二十五号（第一面）中

1　有　契約期間　　年　月　日～　年　月　日
　　契約更新条項の有無　イ有　ロ無
　　6か月以上雇用する見込みの有無　イ有（1年以上雇用する見込みの有無　イ有ロ無）　ロ無
2　無

を

1　有　契約期間　　年　月　日～　年　月　日
　　契約更新条項の有無　イ有　ロ無
2　無

に改める。

様式第二十五号（第二面）注意2(2)ロ(ハ)中「、6ヶ月以上雇用する見込み有り(ニ)、1年以上雇用する見込み有り(ホ)」を削り、「一イ一イ一イ」を「一イ」に改め、同注意4中「届出る」を「届け出る」に改め、同注意6中「及び、6か月以上雇用する見込みの有無及び1年以上雇用する見込みの有無」を削る。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第二条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項中「第十八条第一号の二」を「第三十八条第一項第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に被保険者となつた者に係るこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第六条の規定に基づく被保険者となつたことの届出については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現に提出されている旧雇保則様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、旧雇保則様式第二十五号による日雇労働被保険者任意加入申請書、旧雇保則様式第二十六号による日雇労働被保険者資格取得届、旧雇保則様式第二十八号による日雇労働被保険者資格継続認可申請書及び旧雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届（新規）フレキシブルディスク提出用総括票は、それぞれこの省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則様式第二十六号による日雇労働被保険者任意加入申請書、新雇保則様式第二十五号による日雇労働被保険者資格取得届、新雇保則様式第二十八号による日雇労働被保険者資格継続認可申請書及び新雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届（新規）フレキシブルディスク提出用総括票とみなす。

3　新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七十一条第一項の日雇労働被保険者資格取得届、新雇保則第七十二条第一項の日雇労働被保険者任意加入申請書、新雇保則第七十四条第一項の日雇労働被保険者資格継続認可申請書及び新雇保則第百四十六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届（新規）フレキシブルディスク提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。